

## 一般研究集会（課題番号：2019K-07）

集会名：洪水予防と訴訟——河川管理に関する新たな法の発展のために——

研究代表者：福重 さと子

所属機関名：岡山大学大学院社会文化科学研究科

所内担当者名：堀 智晴

開催日：令和2年1月21日

開催場所：京都大学防災研究所 連携研究棟 3階大セミナー室

参加者数：19名（所外10名，所内9名）

- ・大学院生の参加状況：2名（修士2名，博士0名）（内数）
- ・大学院生の参加形態 [ 進行係として参加 ]

研究及び教育への波及効果について

裁判に携わっている弁護士の発表を行うことで、水害の詳しい実態、また、訴訟を起こす被災者の心情に照らした検討が可能となった。水工学と法律学の学際的研究を行うことで、双方の研究者にとって、これまでに十分でなかった知識を得ることが可能となった。

### 研究集会報告

(1)目的 水害が多発化・激甚化するなかで、ハード面での洪水予防対策に加えて、ソフト面での対策が重要になっており、そのなかでも、法制度がより効果を発揮することが期待されている。法制度としては、河川法、水防法、都市計画法などの制定法と並んで、被害者が国・自治体の責任を問うて提起する訴訟が重要性をもつ。このような訴訟と、それらにおいて裁判所の出す判決（判例）は、制定法からある程度独立して、洪水予防行政のあり方に影響を与えてきたためである。この研究会では、近年の訴訟の動向を示し、検討することを目的とする。

### (2)成果のまとめ

水害訴訟は、近年多様化している。伝統的な訴訟は、河川管理者の河川整備の遅れ、また、河川管理施設・設備の操作ミスなどを問題にするものであったが、近年では、自治体の情報提供の不十分さを問題にする訴訟も起きており、また、氾濫がよく起きる区域の住民が、機能的管理の瑕疵、あるいは、公益のための「特別の犠牲」となっていることを理由として損失補償を求める動きも生じている。伝統的な訴訟におけるとは異なり、これらの訴訟においては、なお議論すべき問題は残っているものの、行政の責任が認められる可能性もあるのではないかとということが明らかになった。

### (3)プログラム

10:30～10:40 研究集会の目的：福重さと子（岡山大学法学部准教授）

10:40～10:55 洪水リスク管理を巡る水工学と行政法学の協働への期待：堀智晴（京都大学防災研究所教授）

10:55～11:15 これまでの訴訟の動向：近藤卓也（北九州市立大学法学部准教授）

11:15～11:45 訴訟の背景：河川管理者の権限——法学の見地から：福重さと子

11:45～12:25 訴訟の背景：河川管理者の権限——水工学の見地から：瀧健太郎（滋賀県立大学環境科学部准教授）

12:30～13:00 質疑応答

《休憩》

14:00～14:30 訴訟の背景：自治体の情報提供義務：近藤卓也

14:30～15:30 福知山市造成地訴訟——弁護団の立場から：浅井勇希（弁護士・草津ゆうひ法律事務所）

15:30～16:30 質疑応答

#### (4)研究成果の公表

研究会の報告を報告書としてまとめ、この分野を研究している研究者の方に郵送する予定である.